

第 7 6 回国民体育大会 デモンストレーションスポーツ実施基本方針

第 7 6 回国民体育大会において実施するデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」及び「第 7 6 回国民体育大会 開催基本方針」並びにこの基本方針に基づき実施するものとする。

1 実施目的

- (1) 誰もが参加できるデモスポを各地で積極的に実施し、県民の国体への参加機会をより多く設け、県民に開かれた大会を目指す。
- (2) デモスポを通じて地域スポーツの普及・推進を図り、県民が生涯にわたって気軽にスポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくりを目指す。
- (3) デモスポへの参加を通じて、世代間や地域間の交流の輪を広げ、活力に満ちた元気な三重づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、「第 7 6 回国民体育大会 実施予定競技選択基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 広く県民に普及しているもの、または今後普及する見込のあるもの
- (2) 競技団体の組織が整備されており、大会運営能力のあるもの
- (3) 既存の競技施設で実施可能なもの
- (4) 市町及び競技団体の開催希望があるもの
- (5) 公益財団法人三重県体育協会（以下「県体協」という。）に加盟していない競技団体が実施する競技にあっては、県体協の推薦が得られるもの

3 会場地市町の選定

会場地市町は、「第76回国民体育大会 会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポの普及・推進を図る市町とする。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町とする。
- (3) 正式競技、特別競技もしくは公開競技を実施しない市町、または実施競技の少ない市町を優先する。

4 実施方法、実施時期及び期間

- (1) 実施方法は、必要に応じて別途定める。
- (2) 実施時期は、平成33年4月1日から閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、原則として1日とする。

5 実施行事の業務分担及び経費負担

業務分担及び経費負担は、「第76回国民体育大会 県及び会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」の定めるところによる。